

太監事第 24 号の 1
令和 2 年 11 月 6 日

太子町長 服 部 千 秋 様

太子町監査委員 蓮 本 了 遠

太子町監査委員 長谷川 正 信

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査報告書

1. 監査期間 令和2年10月12日（月）から11月2日（月）まで

2. 監査場所 議会棟 議会図書室・各施設

3. 監査月日と対象

月 日	所 属 名
10月12日	企画政策課、総務課
10月13日	財政課、生活環境課
10月16日	給食センター、管理課（幼小中含む）、さわやか健康課、町民課
10月19日	社会福祉課（保育所含む）
10月21日	体育館、社会教育課、議会事務局
10月26日	産業経済課、まちづくり課
10月28日	文化推進課（図書館、歴史資料館含む）、高年介護課
10月30日	税務課、会計課、上下水道事業所
11月2日	石海幼稚園、石海小学校、太子西中学校

4. 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

（1）収入事務

（2）支出事務

- ① 負担金、補助金及び交付金の状況について
- ② 委託契約状況について
- ③ 財産及び備品の購入及び管理状況について
- ④ 工事及び修繕の状況について
- ⑤ 管理経費の状況について

5. 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について監査の結果、一部で改善が必要と思われるものもあるが、概ね適正に執行されているものと認められた。

（1）収入事務

① 徴収事務

今年は新型コロナウイルス感染症の影響で法人税の徴収猶予特例があり町税全体額は減少するが、収納率は対前年度より向上するよう特に現年度分の収納促進に努めて頂きたい。

また、数年前より滞納整理を強化しているが、関係法令に基づき適切かつ迅速に執

行停止及び不納欠損の処理を行われたい。

(2) 支出事務

① 負担金、補助金及び交付金の状況について

概ね適正に対応されているが、一部町内の団体への補助金において金額の算定根拠が明確に示されていないものが見受けられた。申請書に明記するよう改善をお願いしたい。

② 委託契約状況について

補助金と同様に一部町内の団体との委託契約において金額の算定根拠が明確に示されていないものが見受けられた。申請書に明記するよう改善をお願いしたい。

又、契約書について、今後の電子化を踏まえて、統一した管理番号の付与とその番号管理を検討して頂きたい。

③ 財産及び備品の購入及び管理状況について

適正に管理運用されているものと思われる。

④ 工事及び修繕の状況について

適正に管理運用されているものと思われるが、今後の電子化を踏まえて、統一した管理番号の付与とその番号管理を検討して頂きたい。

又、今年実施の施設点検の結果をもとに今後の修繕計画の立案をお願いしたい。

⑤ 管理経費の状況について

適正に管理運用されているものと思われる。